

# 自衛隊南スーダン PKO 派遣差止等請求裁判

(平成28年(ワ)第2407号)

## 迅速・公正な審理を求める請願署名

2016年11月15日、政府は、安保関連法の改正PKO協力法に基づく「駆け付け警護」や「宿営地の共同防護」等の新たな任務を付与する実施計画を閣議決定し、同月18日東北方面隊第9師団(青森)を中心とする第11次隊に派遣命令を出した。

しかし、南スーダンの国連PKOは国連憲章7章に基づく軍事的措置であり、派遣軍隊が現地で「交戦」することを前提としている。従って、自衛隊を派遣すること自体、憲法9条に反し許されないことである。ましてや改正PKO協力法と閣議決定は、他国軍隊とともに積極的に武力行使することを認めるもので、自衛隊員に犠牲者が出ること、自衛隊員が発砲して殺傷することが必至という情勢である。

他方、派遣された自衛隊員には、国際法上の「兵士の権利」(国際交戦法規、国際人道法の適用)が保障されておらず、戦場で負傷した時の救護の装備も教育も無きに等しい。

かかる違憲の派遣に対して、違憲立法審査権の行使、差止を裁判所に求めることは、自衛官や家族はもとより、主権者国民自らの権利であり責務でもある。

貴裁判所には、国連南スーダンPKOの軍隊としての活動実態、改正PKO協力法と自衛隊の活動の違憲性について徹底した審理を行ない、違憲状態を正して自衛隊の一刻も早い撤退を実現すべく、公正かつ迅速な判決を求めるものである。

氏名	住所

### 自衛隊南スーダン PKO 派遣差止訴訟と原告を支える会

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 北海道合同法律事務所気付 TEL) 011-231-1888

署名取り扱い団体 [ ]

募金の訴え

【郵便振替】 19010 49741721 南スーダンPKO派遣差止訴訟弁護団

【銀行振込】 北洋銀行札幌西支店 普通 5340009 南スーダンPKO派遣差止訴訟弁護団代表佐藤博文